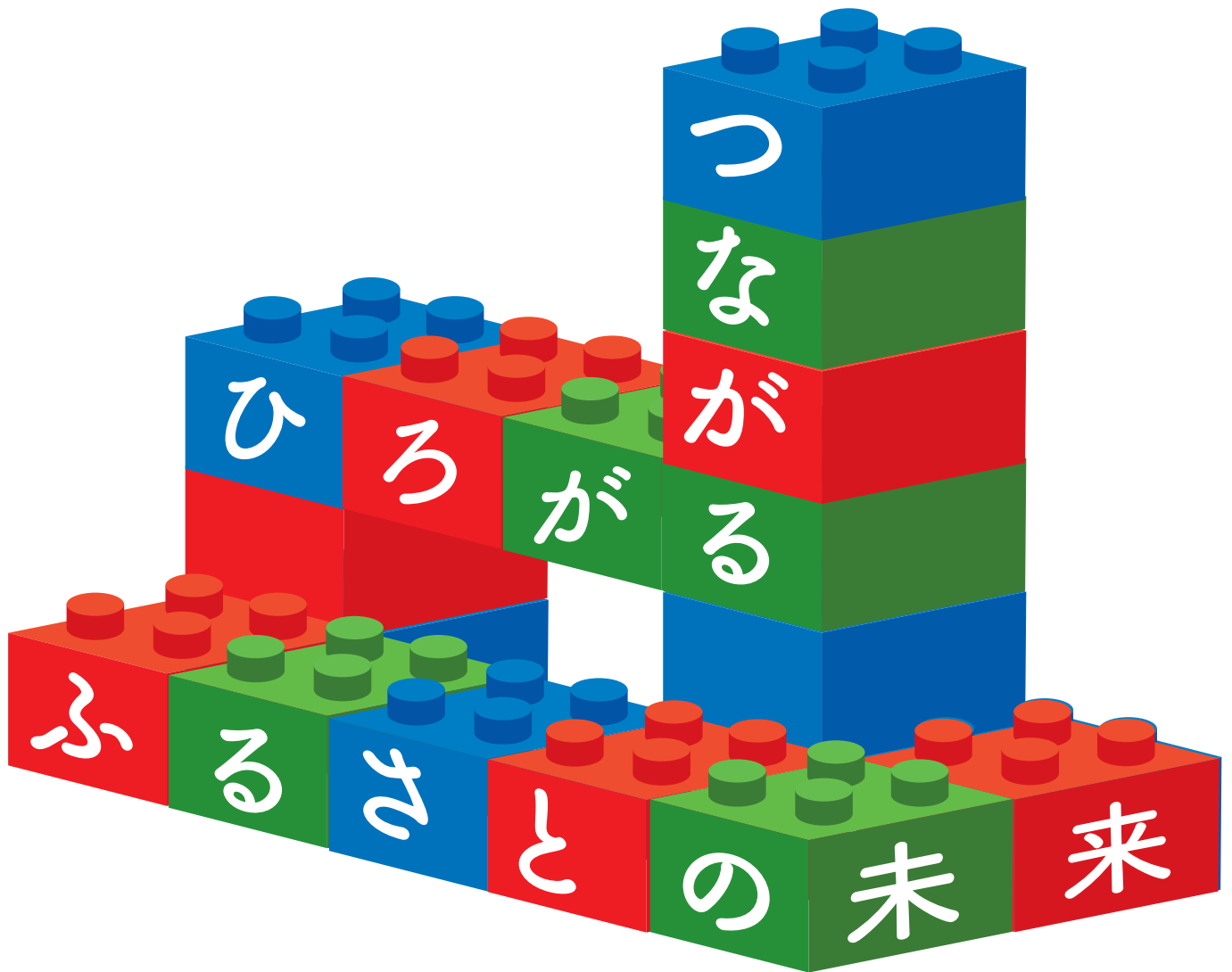


第5次嘉麻市教育アクションプラン

2021年度～2023年度 嘉麻市教育振興基本計画



2021年4月

ご あ い さ つ

現代社会は、グローバル化、少子高齢化、震災等による危機管理体制の構築など様々な課題を抱えており、私たちを取り巻く環境は、目まぐるしく変化をしています。

特に少子高齢化については、その進展により人口減少が加速しており、嘉麻市におきましても、全国平均を上回るスピードで人口が減少しております。

この「人口減少対策」は、まちづくりの指針となる「第2次嘉麻市総合計画」（2017年度～2026年度）でも喫緊の課題として位置付け、対策を講じているところです。

教育分野におきましては、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が令和3年2月に閣議決定され、令和3年度から5年間で小学校の1学級児童数を35人に引き下げることになりましたが、嘉麻市では、本計画に基づき、平成24年度からすでに小学校のみならず中学校を含めた全学年において、35人をさらに下回る30人以下の学級編成を行っており、児童生徒一人ひとりにきめ細やかな指導を行うなど、学校教育の充実を図ってまいりました。

また、コーディネーショントレーニングの普及による生涯スポーツの推進や青少年健全育成、生涯学習教育の推進に努め、「ふるさとに誇りを持てる教育・文化のまちづくり」を進めております。

このたび、さらなる教育施策の充実と具体化を図ることを目的とし、第5次嘉麻市教育振興基本計画（第5次教育アクションプラン）を策定しました。

市民一人ひとりが豊かな人生を送るために、あらゆる機会において学習することができ、その成果を地域コミュニティへ活かせる「知の循環型社会」を推進してまいります。また、本市教育委員会が構築していく中学校区を基礎とする小中一貫教育と連携することにより、家庭・地域の教育力を高め、「ふるさと嘉麻」を胸に志を持ち、社会にはばたく子どもたちを育むため、教育委員会と一丸となり取組んでまいりますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

令和3年4月



嘉麻市長 赤間 幸弘

計画策定にあたって

本市では、嘉麻市教育基本条例（平成22年9月30日 条例第16号）に定める7つの主要施策を柱とした『嘉麻市教育振興基本計画』（以下「嘉麻市教育アクションプラン」という。）を第2次から策定しております。

このたび、第4次教育アクションプランが、令和2年度を以って終了したことにより、第5期目となる『第5次教育アクションプラン（令和3年度～5年度）』を策定いたしました。

第4次教育アクションプランでは、学校が地域コミュニティの絆づくり、生きがいづくりの拠点としての役割を求められていることや、子どもの多様な課題を解決するためには、学校、保護者、地域の連携が必要不可欠であることなどから、学校が地域コミュニティの中核となって、地域の「人」との連携を図りながら、「郷土」の資源である「ひと」「もの」「こと」を活用し、「人と郷土で織りなす教育」の実現を目指して事業を展開してまいりました。

これを踏まえ、第5次教育アクションプランでは、学校と地域の連携をさらに推進するために、令和5年4月を目途に小中一貫教育の実現に向けた事業を展開してまいります。この事業は、中学校区を基礎とする小中一貫教育を行うことにより、子どもたちがつながり、コミュニティスクールを実施することで、地域と学校がつながります。そして地域と学校がつながることにより、地域の人々がつながり、地域の交流の輪が広がることで、地域コミュニティが活性化され、市民一人ひとりが心身共に健康で心豊かな生活を送ることができる「ふるさと嘉麻」の創生を目指すものです。

以上のことから、第5次教育アクションプランでは、目指す将来像を「つながる ひろがる ふるさとの未来」とし、令和3年度から5年度までの教育行政全般に関する課題目標及び行動計画を策定したものです。

引き続き本市教育委員会では、地域コミュニティの核である学校を中心に、学校、家庭、地域住民等がそれぞれの役割を担い、相互に連携、協力することで、ふるさと嘉麻の良さを知り、誇りをもって、市民一人ひとりが豊かな人生を過ごすことができるよう、教育行政の充実を推進してまいります。

令和3年4月

嘉麻市教育委員会

第1章 計画策定の趣旨

1. 趣旨

この第5次教育アクションプランは、嘉麻市における教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定めるものであり、教育基本法第17条及び嘉麻市教育基本条例第6条の規定により定められる嘉麻市の教育振興基本計画です。

2. 性格・期間

この計画は、嘉麻市における教育の振興のための施策に関し基本的な事項を定めるものであり、教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体の計画として位置づけるとともに、嘉麻市教育基本条例第6条に基づき、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和5年度（2023年度）を目標年度とする3か年を対象とします。

3. 基本理念

嘉麻市教育基本条例第2条に掲げる基本理念の下に、嘉麻市の教育行政を進めていきます。（※第3章 資料6参照）

4. 主要施策

主要施策は、嘉麻市教育基本条例第5条第2項に掲げるものとします。

- 1 少人数指導（1学級を30人以下の児童又は生徒で編成する等の指導形態をいう。）等による学力向上
- 2 個性又は能力を育成する学校教育の充実
- 3 豊かな人間性及び志をもってたくましく生きる力を培う教育の推進
- 4 生涯学習の実現を目指す社会教育の推進
- 5 体力及び運動能力向上の推進
- 6 人権尊重精神を育成する教育の推進
- 7 市民文化の創造

5. 体系図

【主要施策】	【施策の内容】
1 少人数指導等による学力向上	(1) 確かな学力向上のための取組の推進
2 個性又は能力を育成する 学校教育の充実	(1) 子どものニーズに応じる教育の充実 (2) 社会の変化に対応する教育の充実 (3) 信頼される教員の確保と研修の充実 (4) 安心して学べる学校づくりの推進 (5) 学校施設整備の推進 (6) 地域に開かれた学校づくりの推進 (7) 小中一貫教育への取組 (8) 教育の機会均等の促進
3 豊かな人間性及び志をもって たくましく生きる力を培う 教育の推進	(1) 道徳性と自立心を養う心の教育の充実 (2) 健やかな心身をはぐくむ健康教育の充実 (3) 家庭・地域・学校における読書活動推進 (4) いじめ・不登校問題等の解決に向けた体制の充実 (5) 家庭・地域の教育力を高める支援体制の充実 (6) 男女共同参画教育の推進
4 生涯学習の実現を目指す 社会教育の推進	(1) 生涯学習関係機関、団体との連携・協力体制の整備 (2) 学習機会の提供及び学習成果の活用促進 (3) 図書館の利用促進
5 体力及び運動能力向上の推進	(1) スポーツによる地域の活性化 (2) スポーツ環境の整備 (3) 生涯スポーツの推進 (4) 競技スポーツの推進
6 人権尊重精神を育成する 教育の推進	(1) 学校教育における人権・同和教育の推進及び支援 (2) 社会教育における人権・同和教育の推進及び支援
7 市民文化の創造	(1) 美術に関する創造的活動の推進 (2) 文化財の保護・継承・活用

7 市民文化の創造

(1) 美術に関する創造的活動の推進

幅広く優れた芸術作品鑑賞の機会を提供し、郷土にゆかりのある作家の美術作品及び資料の収集、展示等を行い、市民の利用に供するとともに、市民の美術に関する創造的活動を促進します。

① 文化芸術活動推進事業

市文化協会等の関係団体と連携し、市民の主体的、自主的な展示活動やアトリエでの創作活動を支援し、文化芸術活動を推進します。また、学校等と連携し、児童・生徒等の芸術作品鑑賞や創作活動の支援や出前学習を行うとともに、地域等での創作活動を支援し、子どもたちの豊かな感性を育みます。



目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
展示室5貸館入館者数及び利用団体数	6,776人 (10団体)	6,800人 (10団体)	6,900人 (10団体)	7,100人 (11団体)
市民アトリエ利用団体数	11団体	11団体	11団体	11団体
市民アトリエ利用延べ回数	98回	100回	100回	100回
美術館を活用した学校数 (延べ数)	5校 (7校)	5校 (7校)	6校 (8校)	8校 (10校)
地域等での活動支援回数	9回	9回	9回	9回

② 美術館運営管理事業

快適な環境の中で安心して、芸術作品鑑賞や創作、展示等の文化芸術活動が行え、また憩いの場として利活用できるよう、美術館や隣接する公園の安定した維持管理と運営を行います。また、関係資料の収集及び収蔵作品等の適切な保存管理と、幅広い活用を図ります。

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入館者数	10,541人	10,600人	10,900人	11,200人
入館者総数	12,286人	12,300人	12,600人	13,000人
展示室5及びアトリエ利用時間数	2,068時間	2,070時間	2,080時間	2,100時間

③ 企画展事業

特別企画展や館蔵品展等で、幅広く優れた芸術作品鑑賞を行う機会を提供することにより、芸術への興味と感心を深め、心豊かな感性を磨く機会を提供します。企画展と併せて関連事業を実施し、集客を図ります。

また、ホームページやソーシャルネットワークサービス等を活用し、市の観光・まちづくり等の関係課とも連携、協力し、美術館と企画展事業の周知と観光資源としての活用を図り、嘉麻市の知名度向上に努めます。

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別企画展入館者数	2,674人	2,700人	2,750人	2,800人
企画展入館者数	159人	160人	180人	200人

④ 美術教育普及事業

専門家の指導のもと、様々な創作体験や芸術に関する知識を習得することができる講座を実施することにより、創作活動の楽しさを実感でき、学びを深める機会を提供します。美術館ボランティアについては、円滑な講座運営を支援するなど、活動をとおして喜びを感じ、充実した時間を過ごすことができるよう、美術館とボランティア相互の連携を図ります。

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講座実施日数(講座数)	21日 (4講座)	21日 (4講座)	21日 (4講座)	21日 (4講座)
延べ受講者数	293人	300人	300人	300人
ボランティア登録者数	7人	7人	9人	10人

6 嘉麻市教育基本条例

平成 22 年 9 月 30 日条例第 16 号

改正

平成 23 年 3 月 25 日条例第 6 号

平成 24 年 3 月 28 日条例第 11 号

平成 27 年 3 月 16 日条例第 8 号

平成 30 年 6 月 26 日条例第 28 号

(目的)

第 1 条 この条例は、嘉麻市の教育に関する基本理念及びその実現に必要な基本的施策に関する事項を明らかにするとともに、教育における家庭、地域住民及び市（議会、市長及び市の全ての執行機関をいう。以下同じ。）の役割を明確にし、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号。以下「基本法」という。）の理念のもと、市における教育の基本を確立し、その振興を図ることを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び地域社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な市民の育成を期して行われなければならない。

2 市民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

3 家庭、地域住民及び市は、前 2 項に定める基本理念の実現に努めるものとする。

(家庭の役割)

第 3 条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(地域住民の役割)

第 4 条 地域住民は、教育に関する様々な取組に参画するとともに、学校、家庭等との相互の連携及び協力に努めるものとする。

(市の役割及び主要施策)

第 5 条 市は、教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、第 2 条に規定する基本理念に基づき、前項に定める教育に関する施策について、次に掲げる事項を市の主要施策として実施しなければならない。

- (1) 少人数指導（1学級を30人以下の児童又は生徒で編成する等の指導形態をいう。）
等による学力向上
- (2) 個性又は能力を育成する学校教育の充実
- (3) 豊かな人間性及び志をもってたくましく生きる力を培う教育の推進
- (4) 生涯学習の実現を目指す社会教育の推進
- (5) 体力及び運動能力向上の推進
- (6) 人権尊重精神を育成する教育の推進
- (7) 市民文化の創造

3 市は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

（教育振興基本計画）

第6条 市長は、前条第2項に規定する主要施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本法第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を定め、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

（実施状況の公表）

第7条 嘉麻市教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項に規定する事務の管理及び執行の状況並びに教育振興基本計画に基づく施策の実施状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月25日条例第6号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日条例第11号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月16日条例第8号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月26日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。



<編集・発行>

嘉麻市教育委員会／教育総務課

嘉麻市上臼井446番地1

TEL 0948-62-5723